

議案第 36 号

岡山県倉敷市立高等学校学則の改正について

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

倉敷市教育委員会

教育長 仁 科 康

岡山県倉敷市立高等学校学則の一部を改正する規則

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和 45 年倉敷市教育委員会規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「とし、岡山県倉敷市立玉島高等学校については、3 年」を削る。

別表岡山県倉敷市立精思高等学校の項及び岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校の項を次のように改める。

岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320
		商業科	\	\	40	40	80
岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校	定時制	普通科（単位制）	140				140
		商業科（単位制）	70				70

別表岡山県倉敷市立玉島高等学校の項を削る。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

岡山県倉敷市立精思高等学校において、商業科の生徒募集を停止していること、岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校の生徒定員を変更すること及び岡山県倉敷市立玉島高等学校を廃止することに伴い規定を整備するため、規則を改正するものである。

岡山県倉敷市立高等学校学則（昭和45年倉敷市教育委員会規則第27号）新旧対照表

新								旧									
(修業年限) 第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校、岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校については、3年以上____とする。								(修業年限) 第2条 修業年限は4年以上とする。ただし、岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校、岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校及び岡山県倉敷市立真備陵南高等学校については、3年以上 <u>とし、岡山県倉敷市立玉島高等学校については、3年</u> とする。									
別表（第1条関係）								別表（第1条関係）									
学校名	課程	学科	生徒定員					計	学校名	課程	学科	生徒定員					計
			1年	2年	3年	4年						1年	2年	3年	4年		
岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320	岡山県倉敷市立精思高等学校	定時制	普通科	80	80	80	80	320		
		商業科			40	40	<u>80</u>			商業科		<u>40</u>	40	40	<u>120</u>		
岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校	定時制	普通科（単位制）	<u>140</u>				<u>140</u>	岡山県倉敷市立精思高等学校霞丘校	定時制	普通科（単位制）	<u>70</u>				<u>70</u>		
		商業科（単位制）	<u>70</u>				<u>70</u>			商業科（単位制）	<u>35</u>				<u>35</u>		
岡山県倉敷市立工業高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320	岡山県倉敷市立工業高等学校	定時制	機械科	80	80	80	80	320		
		電気科	40	40	40	40	160			電気科	40	40	40	40	160		
岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	定時制	総合学科（単位制）	400				400	岡山県倉敷市立倉敷翔南高等学校	定時制	総合学科（単位制）	400				400		

岡山県倉敷市 立真備陵南高 等学校	定時制	普通科（単 位制）	280				280

岡山県倉敷市 立玉島高等学 校	定時制	普通科			80		80
		商業科（単 位制）			80		80
岡山県倉敷市 立真備陵南高 等学校	定時制	普通科（単 位制）	280				280